

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

ウズベキスタン国ナボイ火力発電所

近代化事業（ 号機 ）

（協力準備調査（有償））

スコーピング案

日時 平成24年8月17日（金）14：00～15：36

場所 JICA本部 112会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称省略）

田中 充 法政大学 社会学部及び政策科学研究科 教授

二宮 浩輔 山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授

松下 和夫 京都大学 大学院地球環境学堂 教授

村山 武彦 東京工業大学 大学院総合理工学研究科 環境理工学創造専攻 教授

JICA

< 事業主管部 >

伊藤 晃之 産業開発・公共政策部 電力課 課長

小早川 徹 産業開発・公共政策部 電力課 企画役

< 事務局 >

青木 英剛 審査部 環境社会配慮審査課

上田 露草子 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

深澤 典彦 日本エヌ・ユー・エス株式会社

午後2時00分 開会

青木 それでは、お時間になりましたので、本日のワーキンググループ、開催いたします。

本日はウズベキスタン、ナボイ火力発電所の近代化事業（ 号機 ）の（協力準備調査（有償））のスコーピング案の検討ということでよろしくお願ひいたします。

まず初めに、今回ご出席されている委員の方から主査を決めていただきたいと思います。第2期に入りまして、今回いらっしゃる委員の方のうちでは田中委員が1回主査をされていますが、ほかの方は今のところまだゼロということですね。松下委員のほうでよろしくお願ひいたします。

本日欠席をされている石田委員から既にメールで回答というか、これを助言に残すということをお願いしております、本日お手元にお配りしておりますものにはもう既にその助言として残すものを反映したものになっています。こちら、JICAで確認をしたところ、基本的には石田委員の助言をそのまま残すという想定なんです、部分的に中にはその点についてもいらっしゃる委員の方とお話をさせていただきたいというところについては、ところどころ主管部のほうからコメントをしていただくということでもいいんですかね。ということで進めていきたいと思ひますので、松下主査におかれては、基本的に石田委員のところはスキップというか、特にほかの委員の方からここについてお話があれば別ですが、そうでなければ飛ばしていただくという方向でお願いいたします。よろしくお願ひします。

松下主査 それでは、よろしくお願ひいたします。

では、通常のやり方に従って、最初は全体事項についてそれぞれ各委員から検討していただいた上でご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

二宮委員 では、最初に紹介していただきました二宮です。1番について、ありがとうございました。いろいろ新しい情報が回答のところではいっぱい来ましたが、もうちょっと踏み込んだ質問なんです、この自然再生可能エネルギーを将来少し増やしていこうというような考え方は先方の国にはないのかどうかということと、あと火力が主流ということなんです、この燃料を担う石炭だとか石油は自給をしている国なのかどうか、その辺のところをもう少し教えていただければと思ひますが。

小早川 産業開発部電力課の小早川と申します。よろしくお願ひします。

再生可能エネルギーですけれども、税制優遇のような制度はあると伺っているんですが、特に導入量の目標があったりとか包括的な促進策みたいなものがあるとは今のところ確認

できておりません。もちろん調査の中で電力セクター全体を見るとときにそのあたりも情報収集するようにしたいと考えております。現時点では特にそういった方針は確認できておりません。

それと、燃料ですけれども、ウズベキスタンでは天然ガスがやはり一番豊富に存在するという、それ以外に若干ですけれども石油ですね、それと石炭もとれます。火力の内訳なんですけれども、ほとんどがガス火力で一部石炭火力、それと重油炊きの火力があるということで、自給率という意味では自分の国でとれる燃料を使って発電しているということでございます。

二宮委員 わかりました。ありがとうございました。

松下主査 よろしいですか。それでは、石田委員の部分はとりあえずスキップしまして、田中委員から。

田中委員 結構です。4番、5番はいいです。6番のところは1カ所確認ですが、回答のほうで本調査を通して冷却方式並びに発電用水の取水及び排水量を再確認ということですが、資料でいただいたのは92.5トン毎時と、これが洗浄用水として書いてあるわけですね。今日の回答の中に入っていますが、この本調査を通して再確認するというのは、この用水の排水量のことを確認するということですか。

小早川 この量自体、再度必要水量がこれでいいのかどうかというところは確認します。

深澤 取水から排水まで。

小早川 取水から排水まで含めて、この数字自体を確認いたします。

田中委員 そうですか。空冷式というのは、これは既定の方針なんですか。

小早川 こちらの冷却方式については、水冷式と空冷式を比較検討する予定です。空冷式については、夏に温度が上がってしまうと必ずしも効率がよくないという話もあって、その辺の技術的な妥当性も確認した上で比較検討することを考えております。

田中委員 空冷式だと冷却の効率が余りよくない、そうでもないんですか。

小早川 特に外気が高くなる夏場なんかは余りよくないと伺っています。

田中委員 わかりました。結構です。回答は了解しました。

松下主査 それでは、全体事項についてはとりあえずよろしいでしょうか。

続きまして、代替案の検討のほうに移ります。8番、9番はいかがでしょう。

田中委員 今日回答いただいているのは、これは前回配付資料に載っていた内容ですか。

小早川 ここの代替案の部分というのは、配付資料のほうには記載しておりませんでし

た。プレFSの中での検討はやっているんですけども。

田中委員 そうすると、ご回答の中の(2)のほうの代替地点の検討のところ、これは複数の地点案を検討したということよりは、結果としていわゆる提案されている現行案が一番いいのではないかと、そういう説明ですか。

小早川 そうですね。この今のサイト案以外にもう一案検討されていて、ちょうどこの画面、ちょっと今プロジェクター、上のところに若干へこんだ場所があると思うんですけども、このあたりですね。ここにつくる案というのがもう一つあったんですが、その両者を比較して、やはり住民移転の数がこちらだと多いとか、あと、既存の設備との取り合いですとかそういった比較検討を行った上で、現在の案のほうは今建設中の1号機の隣でもありますし、総合的に望ましいという結果になっています。

田中委員 その経緯は、これはEIAのほうのレポートには載っている。

小早川 プレFS報告書の一部がEIAの報告書なんですけれども、プレFS報告書のなかで検討しています。

田中委員 なるほど。

松下主査 よろしいですか。それでは、スコーピング案に移ります。10番から16番につきましてご意見、追加的な意見がありましたら。

村山委員 私のほうは結構です。

松下主査 13番もこれで結構ですが、14から16ですね。

田中委員 14、15、16、いいですね。結構です、確認しました。

松下主査 よろしいですか。それでは、環境配慮に移ります。17については修正をお願いします。それから、18については、これは説明で了解いたしました。19についてもこれで結構です。

あと、21、22、23と同じテーマだと思いますが、これについては事務局のほうから追加的な補足説明などありましたらお願いしたいんですが。

小早川 ご指摘のとおり燃料である天然ガス中には硫黄分はほとんど含まれていないというふうに私ども考えておりまして、EIAの報告書中に非常にSO₂の増加量があるという記載があって、必ずしも現段階ではなぜそうなっているのかというのはわからないという状況ですので、これから現地のほうに行ってEIAの中身を先方と協議する際に、こういった根拠に基づいてこの数字が出てきているのかというところを確認いたしまして、実際にこれが本当なのかどうかというところを確認したいと考えています。

松下主査 以上ですが、よろしいでしょうか。

それでは、24はこれで合計欄は削除をお願いします。あと25番はいかがでしょうか。

田中委員 25番は了解しました。この調査の中で規制値がある場合、ガイドライン値との比較で問題がないことを確認するということですので、そういう対応をお願いしたいと思います。

松下主査 あと26、27、28あたりはいかがでしょうか。

田中委員 確認ですが、この最大許容濃度というのはある種の環境基準ということですかね。

小早川 そうですね。

田中委員 そういうことなんですね。要するに排出基準ではないんですね、これ。

小早川 そうですね。排出基準というよりも着地時点での許容濃度ということですか。

田中委員 最大着地濃度基準というのもあって、最大着地濃度基準から逆算というか、排出源のほうに立ち戻って行って、それを排出基準に読みかえていると、そういうことですか。

小早川 そうですね。

田中委員 そうすると、表3-1-3の27番のところですが、これは、最大着地濃度は2号機の煙突からある一定の距離が離れて最大着地濃度を見込むわけですがけれども、そのときに距離は考えなくていいんですか。

深澤 多分計算の全部結果を見れば大体着地濃度地点までの距離が出てくると思うんですがけれども、あくまで最大着地濃度がどのくらいだということですから、それは条件によって着地濃度地点の距離というのは変わりますよね。風速の条件によって変わると思うんですがけれども、そういうのも含んで、とにかく最大着地濃度でどのくらいになるかというスタンスですから、距離についての規定は特になくなるということですか。

田中委員 わかりました。そうすると、発電所の近傍で住宅地があって、住宅地における最大着地濃度が一応決められていると。守るべき最大着地濃度は決められるわけですね。

深澤 そうですね。

田中委員 それが基準値になるわけですね。それから計算していくと、2号機の排出時点で、排出基準がこのくらいと、こういうのが出てくるわけですね、計算上。それがあつた種の規制基準になると。

深澤 そういうことです。

田中委員 そうすると、それはこちらのこの国の規制というのは、結局最大着地濃度からの算式で出てくるので、煙突ごとに基準が異なるということはあるということですか。

深澤 そうということです。だから、日本でも硫黄酸化物の排出量という形で時間当たりの量でK値規制というのがあるんですが、あれも基本的には着地濃度でこのぐらいのレベルを担保するような係数を掛けて式がなっていますので、あれも排出口ごとに、排出量としてはみんなばらばらに規制がかかるわけですから、それとほぼ同じ考え方だと、大枠ではという部分です。

田中委員 なるほどね。

深澤 それはあくまで排出の汚染物質の濃度の規制ではない。あくまで量の規制です。

田中委員 そうですか。ちなみにこの国では、ウズベキスタンでは濃度の規制というのはないんですか。

深澤 実は一部怪しい書き方をしているところがあって、この数字がIFCのEHSガイドラインとほぼ同じ数字なので、本当に当該国の基準か、それとも国際基準をそのままパクって持ってきたのか、それについてはちょっと現地でもう一回確認しないと、EIA自体もとりあえず英語翻訳していますから、ロシア語を。ある意味で言うと、ここで単なる翻訳者の間違いもあるかもしれませんし、それは現場できちんと確認してからお答えしたほうがはっきりすると思っていますので。

田中委員 わかりました。なかなか規制の仕組みがわからなくて。ありがとうございます。26、27、28、いずれも了解しました。

松下主査 29番ですが、ウズベキスタンはCDMの対象だったんですかね。

小早川 そうですね。

松下主査 対象ですか。日本の京都議定書の関係などから結構難しい面もあるかと思いますが、検討をよろしく願いいたします。

それでは、30番はいかがでしょうか。

二宮委員 30番は、基準値をかなり何十倍というような数字で上回っているのがあったので非常に気になったのですが、今のご説明、田中先生へのご回答との関連もあって、調査を通じてもう一度確認していただくということだと思いますので、それはそういうふうをお願いしたいと思います。

それとの関連でちょっと気になったのですが、先ほどの田中委員の28番とか、あと石田

委員も水質についてちょっとご指摘をなさっておられますが、基準を超えたときの対応というんですかね。これ何百倍もの数値が出てきていて、何かそれに対して指導なり改善の対応がなされたのか、その辺がもしないのであれば、そこもモニタリングと改善策ということについては何らかの対応をしてもらおうような助言が必要になると思いますので、そこはどんな様子なんでしょうか。

小早川 現在の排出量として規制値を超えているということでございますね。

二宮委員 そうですね。その基準値に対してどういう対応がなされているか、超えたことに対してどういう対応がなされているか。

小早川 罰金の制度があると伺っておりますけれども、実際の運用のところは現地で確認してまいりたいと思います。

二宮委員 それも含めてお願いいたします。

松下主査 今の二宮委員のご指摘は、19番の私のコメントとも関連しているんですが、既に事業を実施する前の状態において大気基準であるとか排出基準をオーバーしている。こういう地域で新しく事業を実施する場合はどういう対応をとるか、ということだと思っんですね。ですから、一般的には事業による追加的な影響だけを検討するわけですが、その際にはやはり既に環境が一定の基準をオーバーしているところであるだけにより厳格な対応が必要だというふうに考えるわけですね。

伊藤 恐らくこのプロジェクトの範囲を超えてしまうので、何をどこまで先方にお願いただけるかとかというちょっといろいろ制約はあると思っんですけれども、少なくとも彼らが何を考えて今後どうしようとしているのかと、そのあたりの意見交換を通じて検討していきたいと。

松下主査 それでは、31番。

二宮委員 31は結構です。

松下主査 それでは、36まで。

田中委員 はい。

松下主査 よろしいですか。37。

田中委員 これは排水口ごとに基準が異なるというのも、これは先ほどの大気の方は最大着地濃度という概念で異なるというのは確かにあり得るなとよくわかるんですが、この排水口の方はどういう考え方ですか。

深澤 これも正直私も前に調べたときに随分変わったことをするなと思ったんですけれ

ども、要するに排水出口のそばにほかの取水で使っているところがあるかとか、この辺を何かどうも微妙に考えているようで、私どもが見に行った発電所は施設が古くて、基準の根拠自体が残っていないみたいな、50年も前の話なので、ここでもそういうことで多分そうなっているんだろうなと思っています。ただ、現地では確認しなきゃいけないかなと思っていますけれども。

田中委員 そうした場合、今回新設にしますよね。新設というかりプレイスト。そうすると、二通り考え方があって、つまり旧施設の基準がそのまま引き継がれるというか適用されるのか、あるいは全く新しい基準に、つまり読みかえというか更新されるのか、このあたりはどうでしょうか。

深澤 全く新しいものになると思います。現在、大気と同じようにいわゆる1日の排水基準をどうもあるような書き方も若干しているので、多分国際的な流れを受けて多少その辺もお考えになっているのかなと思うので、その辺も確認します。EIAの中でははっきりこれが明確になっていないので。

田中委員 わかりました。

松下主査 それでは、38番と39番。

村山委員 38ですが、EIAの中ではシミュレーションが行われているということでしょうか。

小早川 大気中の拡散はシミュレーションが行われています。

村山委員 騒音は。

深澤 騒音も一応文章上はやっているような書き方をしています。詳しい結果が載っていないだけで。

村山委員 それを確認して、必要があればということですか。

深澤 振動も同じように何々未満となるという書き方をしているんですが、詳しい結果についてはデータがないので、その辺を含めて確認して、必要に応じてこの辺はシミュレーションをやると。

村山委員 EIAを支援したのはどこですか。

小早川 EIAについては、ウズベクエネルギーという電力公社が地元のコンサルタントに委託して実施しています。最終的に政府承認も得ている状況です。

村山委員 必要に応じてということですが、私の意見としてはもうやったほうが良いと思っていますので、コメントとしては多分それを残した形で出すと思います。特に今回の

資料にも書かれていますが、騒音についてはかなり新設される地域のすぐ近くに居住地がありますので、改めてシミュレーションした上で対策を検討されたほうがいいと思いますので、その点強調しておきたいと思います。

39はこれで結構です。

松下主査 それでは、社会配慮に……

青木 社会配慮に移る前に、先ほど19番というところを参照して既に排出基準をオーバーしているというお話があったんですが、ちょっと私、過去の事例を見てみたんですけども、世銀なんかですと、まずはその独自の該当する当該プロジェクトで環境基準なり排出基準を超えないようにとしているんですが、それだけでは不十分だというふうには私たちも考えていて、他方で既に超えている場合にプロジェクトができないかというところ、そこまでも言い切れないんじゃないかというふうな考え方をしています。別のプロジェクトの道路案件か何かであったんですけども、そのときに委員の方どなたかがおっしゃっていて、日本の場合でも特に大気ですよ、基準を超えていた場合に新たに同質の大気を排出するようなプロジェクトができないかというところ、法令的にそこまではなっていないというお話をいただいたというのがあります。従いまして、今回ここで指摘されていますように、現状よりは悪化させないというところを心がけて、より厳格な対策を実施することになっていくのかなというふうに思っております。補足なんですけど、以上です。

松下主査 どうもありがとうございました。それでは、社会配慮に移ります。40番につきましては、これで結構です。41、42はいかがでしょうか。

二宮委員 41は多分今の40番と同じ関連の内容だと思いますので、最終的な助言という意味では、この2つをあわせる形で残していただければ、説明についてはこれで理解いたしました。42につきましては、そういう間違いだということだったので、修正をお願いします。

松下主査 43番はいかがでしょうか。

村山委員 これで結構ですが、一方で41番の二宮委員のコメントにもあるように、既にもう補償を進めているということでしょうか。その場合、改めて非正規居住者を含めて調査をするということが可能なかどうか。

小早川 そうですね。今の段階で入ってきている情報ですと、補償額を試算して最終確定をするプロセスをやっているという状況でして、恐らくウズベキスタンの国の制度にのっとって計算をしているということだと思いますので、明らかに低過ぎるとかそういうお

話がなければ、特にその結果を覆すということは考えられないと思いますけれども、妥当性についてはもう一度調査の中で見る予定です。

村山委員 何と言いますか、もう補償のプロセスは始まっている部分もあるということですか。

小早川 支払いはまだだと思います。それも確認いたします。ある程度移転住居は特定していて、それに関する補償の試算を今していて、まだ恐らく支払いまではしていないと思います。

村山委員 現地の事情が余りよくわからないんですが、何かそういうプロセスが始まっているとすると、新たに流入する人々もいるんじゃないかと。そのあたりが出てくると、本来補償されるべき非正規居住者と新規の流入者の区別ができるのかできないのかちょっと気になったんですけれども。

深澤 私もまだそんなに詳しく情報を得ているわけではないんですが、もともと30世帯という予定で、当然その人たちの名前も全部出てきていますので、もう特定しているわけですね、向こうとしては。現在はその土地の状況をもうちょっと詳細に調べて22世帯まで絞り込んで、2つの地区に分けて、村が対象は2つありますので、それぞれそういう算定委員会みたいなのをつくって今手続をしているという状況なので、不要な流入者とかそういうたぐいというものは多分想定できないのかなと。もうその委員会の中で特定した人たちを対象に算定しているという段階で、新たな不法な流入があるという状況にはなっていないと思います、そこは。

村山委員 その22の中には非正規居住者も含まれているんでしょうか。

深澤 そこまではわかりません。

村山委員 含まれていない場合はどういう調査になりますか。

深澤 いや、多分名前と住所と全部載っていますから、非正規がそれに入っているか入っていないかというのは現地で確認しなきゃいけないんでしょうけれども、ウズベキスタンのこの発電所のそばであるナボイでADBさんとかでやられたのをちょっと見ると、ウズベキでは余り正規、非正規関係なく一律に家の移転や何かの補償はやっているようなので、そこは余り心配していません。

村山委員 そうですか。わかりました。

松下主査 それでは、ステークホルダー協議・情報公開に入ります。44、45はいかがでしょうか。

二宮委員 44についてはAppendixの資料をいただきましたので、質問項目等についてはわかりました。これを報告書の中でも残していきたいと思います。それから、45、46について私ちょっと勘違いをしまして、16ページのところに説明会自身のスキームというのが載っていて、事前にプロジェクト全体に対する説明会があって、それとは別に環境影響評価についての説明会があるのかなと読んだんですが、これは同じ環境影響評価説明会というのがその説明会と称しているものという理解でいいですよ。これが52名だったということ。

小早川 そうですね。その中で事業概要とEIAの結果を説明していると。

二宮委員 わかりました。では、この2つは同じということで、そうすると45と46というのは基本的に同じ問題認識からの質問ということなので、その内容について参加者からの質問という件については、この回答である程度明示していただきましたけれども、それに対してどういう対応がなされたかということについても含めて明記をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

松下主査 Appendix7というのが配付されていますが、これは45番に関連した資料ですね。

それでは、50番はいかがでしょうか。

村山委員 52番までこれで結構です。

松下主査 ありがとうございます。よろしいですか。

村山委員 はい。

松下主査 それでは、一通り追加的質疑は終わりましたので、助言案に残すべき項目について検討したいと思います。比較的順調にいらしていますが、どんどんやってよろしいですか。

青木 はい、お願いします。

田中委員 一つよろしいですか。4番が今ちょっと気になったんですが、CCGT1号機ですね。4番の回答では477.5MWと書いてありますけれども、次の5番のところではCCGT2号機は1号機と同じで、ガスタービンのところに300MWと書いてあるんです。

小早川 これはガスタービンが300MWで、その蒸気タービンの大体その残りが170。

田中委員 170、合わせると400何がしと、こういうことですか。了解しました。そうすると、この1号機と2号機はほぼ同じ規模のものをつけるということですね。

小早川 そうです。

田中委員 では、これもガスタービンのコンバインド方式と同じ方式であると。わかりました。

松下主査 それでは、準備ができたようですから、1番から順番に助言として残すべきかどうか確認をしていきたいと思います。

1番はいかがでしょうか。

二宮委員 1番は非常に基本的なことではありますが、一応残させていただきたいと思います。それで、文言を確定しなきゃいけないですか。

松下主査 では、今文言はすぐある程度確定できるようであれば、もう案を出してしまつて。

二宮委員 では、案をお願いします。私のコメントのところの「導入の方針について」までは残して、それで、その後「関連資料や基本的考え方を整理して示すこと」とさせていただきます。

松下主査 よろしいですか。

それでは、石田委員のコメント、助言案についても確認をしておきたいと思いますが、2番については、「過去に地震の実績がある場合は、その災害履歴を記述し緩和策を講じること」、よろしいですかね。これは、ではこういう形で。

深澤 すみません、私のほうでちょっと確認ですが、災害履歴というのは、今回つくられる発電所のサイトでの実績ということでしょうか。そうでないとウズベキ国での、それがえらい違いなので、そこだけはちょっと確認させていただきたいと思います。

松下主査 私は当該対象地域だというふうに理解しますが、石田委員に確認しまして、その上で助言案を確定したいと思います。一応案としては「当該対象地域における災害履歴」ということで。

それで、3番が助言化なしですので、4番はいかがでしょうか。

田中委員 4番と5番は、これ結構です。それから、6番のところですが、取水の話ですね。最初の2行を生かして、この用水の供給先ですかね、供給先を明記あるいは明示することとしましょうか。「この用水の供給先を明示すること」、結構水のことは入り口も出口もちょっときちんと整理しておいたほうがいいかなと思いますので、「この用水の供給先を明示すること」、どうでしょうか。

松下主査 いかがでしょうか。よろしいですか。

では、こういう助言案でいきます。

次は、7番については石田委員の助言案ですが、「冷却方式についての代替案検討を行うこと」、よろしいですか。先ほど田中委員が言われたこととちょっと関係がありますけれども、よろしいですか。

田中委員 はい、結構です。

松下主査 それでは、8と9についてはいかがでしょうか。これ一緒にできますね、8、9は。

田中委員 今、8、9ですか。

松下主査 はい、今は8、9です。

田中委員 「代替案の検討経緯について明記すること」にしたらどうでしょうか。これ、代替案が検討されてはいるんだけれども、記述がなかったということなんですね。

松下主査 そうですね。9番は……

村山委員 9番は結構です。

松下主査 8、9、一緒に。

小早川 これ供給元ですか。

田中委員 元ですね。供給元でもいいと思います。

松下主査 供給源。

田中委員 供給源。

松下主査 どこからその水を持ってくるのか、方式は何か。

それでは、10番に移りますが、いかがでございましょうか。

村山委員 9番は……

松下主査 9は削除です。

村山委員 10番はこのままでお願いします。

松下主査 では、10はここに記載されている形。

村山委員 11番は削除してください。

松下主査 11は削除。

村山委員 12は残してください。

松下主査 12は残すと。13も残していただいて、最初の「既に本文中でも指摘されているが」というところは削除してください。14番はいかがですか。

田中委員 14、これも後段のほうを生かしますか。最初のところで「新たな雇用が生まれる方向性が示されているが、地元の地域社会からの雇用を優先するよう配慮すること」

とかそれでいきましょうか。よろしいでしょうか。「示されているが」というところまで生かして、「地元の地域社会からの採用を優先するよう配慮すること」ということで。

松下主査 では、これをお願いします。15はいかがでしょうか。

田中委員 これは、15も16も多分正しい指摘だと思うので残しておきますか、これ。正しい指摘というか、多分そのとおり直すということでしょうか。

松下主査 これは修正していただけるわけですが、助言として残すということ。

田中委員 したほうがいいですかね。どうしましょう。いや、別に……。15は評価の話で、16は多分記述をもっと工事中のみならず、運転中のこともということかなと思うんですけれどもね。

松下主査 では、助言としては一応残すと。

田中委員 はい、残しておいてください。

松下主査 15、16は助言として残して、ちょっと語尾は修正して。

田中委員 そうですね。語尾を修正する、「記述すること」とか「加筆すること」とかというようにしてください。

松下主査 次、17は落として結構です。18は残していただいて、ちょっと助言としては「付属施設のアクセス道路に関する影響を確認し、必要な緩和策を検討すること」ということで、これをお願いします。19も残していただきます。

田中委員 これ、19に関連して、あるいはほかのところでも関係するかもしれませんが、これは最大着地濃度が既に基準をオーバーしている場合に、発電所のほうに例えば脱硫装置をつけるとかそういう緩和策というのは検討されるんですか。

小早川 今超えているのはたしか窒素酸化物だと思うんですね。一応プレFSの中では低NOXバーナーの採用というのを検討しているので、恐らくその検討をするんですね。

深澤 今、現実に既設で全部の煙突を足すとこれと言えあれがあって、彼らとしては廃止する部分でそこを減らすという方向で、全くの新設ではなくて、ほかを減らして着地濃度を減らす方向で考えているよという基本スタンスなので、NOXですから、もしそれ以上減らすとなると、燃料ではどうしようもないですから、基本的には脱硝装置をつけるような形になってしまうので、これは多分……。

田中委員 つまり私が気になったのは、この事業所全体での比較表を見ると、NOXはそんなに事業前と事業後ですよね。これを見るとほぼ同じ水準ぐらいなんですよ。このデータだけ見ると。24ページにデータが載っているんですが。余りNO₂とかNOXが下がらな

いものだから、やっぱり何か直接的な代替策を講じないと難しいかなと。つまり最大着地濃度を改善するという事になってくると。

深澤 ただ計算、これは私も計算上では一応確認しますけれども、排出量は確かに同程度なんですけれども、煙突での排ガス速度をかなり高くしていたり、そういう対策をしているので、これは着地濃度を低減する方向に彼らも考えているんだなと。それがシミュレーションの結果として出ているんだなというふうには考えているので、どうでしょう。それ以上のところは私も言えないんですけども。

田中委員 たしかこのガイドラインで基準を超えているときに云々かんぬんと、記述がどこかにあったんですが。

深澤 でも、基本は改善する方向に行けばいいんですよ。

田中委員 環境ガイドラインの19ページに法令、基準、計画との整合と、これ実は別版で、指定地域の中である案件を認めるかどうかという議論がちょっとあったときのもので、そのときに法令、基準、計画との整合という1番のところにプロジェクトはプロジェクトの実施における政府が定めている法令基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策計画に沿ったものでなければならない。厳格にこれを解釈すると、基準を超えているときにこういうプロジェクトを認め得るかどうかという議論になるんだね。

深澤 では、こういう基準を置いているところでは改善する施策もできない。

田中委員 改善して、結果として基準を遵守するようになればいいんですけども。

松下主査 もう一つの考え方としては、非悪化原則、現状よりは悪くしない。事業だけでその環境計画を達することは難しい場合もあるので、現状よりは悪くしないと。

深澤 私は、日本では大体现状非悪化ですが、都市部では大体やられているので、今回の場合は現状非悪化よりもさらに一段廃止するので下がるよという概念なので、それぐらいしかちょっと、既設発電所を全部取りかえるというスキームならそれは可能でしょうけれども。

田中委員 今のご説明で廃止をするという意味は、廃止をしてリプレイスをするわけですから、ここの24ページの配付資料の表3のような位置に事業所全体での比較で事業前と事業後というのがあって、事業前は既設の事業、事業後というのはこれリプレイスした後の、つまり廃止をして新しい施設を導入した後の排出量のことを言っているんですか、これ。

深澤 今回は本プロジェクトですから、2号機だけの話です。

田中委員 2号機だけの話ですね。だから、この表が正しいとすれば、そんなに改善しないんですよ。

小早川 これは全体の数字なんですね。

田中委員 全体というのは。

小早川 全体というのは、12号機まであって、そのうちの1から2号機を今先方が独自に変える工事をしていて、これは3号機と8号機を変える工事なんですね。残りの部分は、まだ古い設備が残ってしまうので、改善幅がこの図だと相対的に小さく見えてしまうんですね。12号機までを含めた数字になっているんです。そのうち3号機と8号機を足したものがこう変わりますという数字を出せばもっと改善のインパクトというのは、もう少しドラスティックに出ると思うんですね。今全体の中での改善幅というのがちょっと小さく見えてしまっているんです。

深澤 どちらにしても、排水の排出、排ガスのほうのデータも再精査して、今回のいわゆる廃止と今回の新設ときちんとセットで考えて、どの程度よくなるかというのをもう一回再精査するという方向でよろしいんじゃないかと思うんですが。

田中委員 そうですか。よろしいですか、この表3-4-1の上のほうに、前のほうは事業前がどういう状況で、事業後というのは確かに2号機と既設の3、8を廃止して新しい12号機をつけかえると、そういう量で想定しているというのは書いてあります、この表の中に。この表のすぐ下に既設のナビ発電所の排ガスによる最大着地濃度はということで、MPCの1.59倍の濃度と予測されていると。これは最大着地濃度0.2、21.25 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を大きく超えていると書いてあるんだね。つまりこの時点で既に基準値を大きく超えているというわけですよ。

小早川 既設の。ええ、そうです。

田中委員 私の推測は上の表3-4-1のような事業を行った結果、この最大着地濃度、半径3キロ以内の最大着地濃度が環境基準を満たすような範囲におさまるかということですが、なかなかおさまり切らないんじゃないかというのがこのデータから見ていると。

深澤 先生と同じ疑問を私も持ったんです。だから、その排出条件の確かに量は同じだけれども、どの程度まで上に上って拡散していくかというその書面のところがよくわからないので、それは確認しましょうと。基本的にガスタービンのほうは全体の排出ガス量が

多くなるんです。そうすると、上に上がっていく浮力も大きくなるし、排ガスの分も上がるので、上に上がる効果は高くなるんですね、ボイラーよりガスタービンのほうが。そうすると、拡散のほうは上がるんですね、ガスタービンのほうが。

田中委員 最大着地濃度が下がると見込める。

深澤 もちろんそれは私の推測ですので、単純にその辺は向こうへ行って確認しないと、EIAの中では詳しいことが書いていないので。

田中委員 そうですか。もう一つJICAガイドライン上の基準で、ガイドライン上の要請事項として、プロジェクトはプロジェクトの実施における政府が定めた法令、基準を遵守しなければならないということがあります。だから、事業後の新しいプロジェクトで事業を織り込んだときに、もうその時点で既に最大着地濃度をオーバーしているということはあってはいけないということなんだな。それはウ国が定めた基準を遵守しないということになるから。

深澤 そのガイドラインをつくられた背景はよくわからないんですけども、守るべき基準、要するに絶対守らなきゃいけない基準も当然守らなきゃいけないんですけども、環境基準と呼ばれるものは、あれは日本でもそうですけれども、事業者が守らなきゃいけない基準でなくて政府が担保すべき基準ですよ。

田中委員 最大着地濃度というのはそういう性格のものですか。

深澤 だから、最大着地濃度基準というのは多分事業者の規制量、規制する基準になりますので、着地濃度基準値は多分守ることになります、煙突ごと。今回のプロジェクトの煙突から出たものの着地濃度基準値というのは当然守らなきゃいけないですから、多分それをトータルで、全部の煙突についてどうするかという話は、既設法の話は今、違反金で払っているような感じになっていますから、そこは難しいと思います。

小早川 今、先生のおっしゃった部分の下に本プロジェクトには廃止される3号機及び8号機からの排出の予測濃度はこれこれで、ガスタービンの部分はこれこれの予測濃度になっていますというところで、このプロジェクトの本当のスコップを見ると、3号機と8号機の入れ換えによって基準値の中にその部分はおさまりますという形で解釈したいなというところですよ。

松下主査 それは3号機、8号機を廃止してCCGT2号機を置きかえることによって濃度の削減には寄与するんですね。だけれども、それで最大着地濃度がちゃんと満たされるかどうかは特に書いていないですね。

深澤 それはちょっとデータがこれ以上ないので、もう一度データを持ち帰って検討します。

伊藤 最大着地濃度のこの基準が煙突ごとの基準だというのであれば別の解釈はし得るということですから。要は1から10ぐらいあるすべての総和としての基準ではなくて、煙突一個ごとからの基準がこの数字だということであればおさまるということになるかもしれないです。

田中委員 私も再三確認して基準が2つあるわけですね。つまり煙突ごとに定めている排出基準のようなものと、それから、今度受け手の側の住宅地においてこれ以下でなければいけないという最大着地濃度基準というんですか、日本的に言えば環境基準ということですけども、その環境基準を把握すると。だから、その2つの基準がどうもかかっているように私はさっき理解したんですね。この環境基準は総和としての基準がそこに累積するから、プロジェクトというかこの発電所の寄与率はそのぐらいのどのぐらいか、8割かあるいは半分かわかりませんがね。現時点でどちらが基準を違反しているかということ、最大着地濃度基準、ウ国の着地濃度基準を大きく超えているというのは、ともかくそういう基準があるんだな。

いいですか。スタンスとしては、ガイドライン上はプロジェクトがその当該国の基準を超えるような事業計画を立てている場合には、どうも認められないような趣旨です。

深澤 これ、ちょっとEIAの中身の表現なので、既設の全部の煙突の中身の積算を出して、この着地濃度基準値というものと比較をしているんですが、本来あくまで煙突濃度の基準値のはずなので、これはEIAの記載自体がちょっとおかしいところがあるので、ここは確認します。基本的にそれでやっちゃうとオーバーするところがいっぱい出てくると思いますので、あくまで煙突ごとの寄与についての規制基準であるというスタンスですから、着地濃度基準値というのは、ちょっと難しいんですけども。

青木 2点ありますけれども、今回、最大着地濃度の基準が環境基準を満たすように逆算して、拡散係数も考えて、煙突ごとの排出基準をきちんと立てられている国というのは、これまであたっている中で、それほど多くないんですね。やっぱり環境基準をつくっているところが精いっぱいかなと。これは一つコメントだけです。

それから、もう一つガイドラインのところの解釈で、そのプロジェクト単独で超えると言われたのは、多分ここのおっしゃった基準を遵守ということに当てはまっていると思うんですね。他方で、そのすぐ上に書いてある累積的影響というところも可能な範囲、合理

的な範囲で考えるというふうにあって、もちろん累積的影響を今回であれば3と8のリプレイスだけではなくて、ほかも含めたところというのは配慮しなきゃいけないわけなんですけれども、例えばそういったもとの環境基準を越えているところでプロジェクトをして、現状非悪化を考えたとしても、他を下げない限りは環境基準を越えてしまう場合に、プロジェクトをやらないという想定では、これまで実は進めていなくて、先ほど申し上げたような大気のある数値がもう越えているような場合でもそこに高速道路をつくるようなケースはやっぱりやっていて、解釈としては、これまでは少なくともその単独で超えてはいけないというところは守ってはいますが、そのベースラインプラス今回のプロジェクトで超えてしまった場合は、プロジェクトはできないとの判断はしていなかったと思います。

田中委員 今回の青木さんご説明の高速道路のような場合は、結局バックグラウンドをどこまでとるかということで、ある意味、そもそも人口密集地であるとかいろんな産業密集地ということでバックグラウンドが高い。そこで高速道路を通すことで、できるだけ円滑にして自動車からの負荷を下げましょと、こういうある種の都市環境の改善にも寄与するという計画だと思うんです。ただ、今回の場合、バックグラウンドといってもほかの1号機から12号機まであるのかな。3号機、8号機と新しい新設の2号機だけの関係で見るとはなくて、多分その場合のバックグラウンドというか、事業としてやっぱり発電所という一つの塊で見るとどう思うんですね。それ以外のほかの例えば産業立地だとか住宅系の立地というのは、これはバックグラウンドとして見るんでしょうけれども、そのところは一体的に見るんじゃないかなと思いましたね。

青木 今回のこの3-4-1というのは、3と8を2号機でリプレイスするだけではなくて、12全体の前後的なことで書いていますね。

田中委員 ではないかなと思うんですね。これはまたもちろん厳密に考えなくちゃいけないんですけれどもね。

青木 表自体はそうなんですよね。

小早川 この表はそうです。その発電所全体。

青木 ウズベク側で独自にやっている1、2号機廃止の新規1号機の設置を事業前としていて、事業後を今回私たちですね。ですから、3と8だけを比較しているのではなくて、一応全体の前後では比較をしていると。ただ、先ほどSO₂についても発生しそうにないのに数値が倍になっていたりとかということもあるので、そこはちょっともう一回EIAを洗ってみないとわからないというところはあると思います。ただ、ご趣旨はわかりました。

田中委員 わかりました。結構です。これ以上やっても確認できないでしょうから。ありがとうございました。

二宮委員 すみません、確認ですが、ということは数値がちょっと出どころというか諸元が不明確なところがあるので確認をするということですね。確認した結果、やっぱり最終的にはこの3 - 4 - 1のところの事業前、事業後は少なくとも事業後の汚染物質排出量というのは減っている状況が確認されないといけないというか、それを一応想定して調査をするということですね。全体は1から12ではあるけれども、その中の1、2を新しい1にして、その新しいCCGT1プラス3から12のところの3と8をCCGT2にリプレイスするわけですからね。ですから、少なくともすべての項目について改善していかざるべきものが一部、特にSO₂などで数値が大きくなっているの、この点について詳しく確認すると、そういう理解でいいですね。

小早川 はい。

松下主査 SO₂については21から23でまた出てきますが、そこでまた助言案として検討したいと思います。それから、19についてですが、最後のところですね。ちょっと助言のところで「より厳格な環境対策を考慮すること」と、そういうような形でお願いします。

それでは、20番にいきますが、20番はいかがでしょうか。事務局側から何か説明だとかリアクションはありますか。クレディビリティ。

伊藤 EIA中のシミュレーションに問題があれば再予測をするというのが私どもの回答ですので、再シミュレーションしないのであれば、なぜしないのかということを書くと。

松下主査 では、これは……

深澤 これもシミュレーションの中身を全部我々は知らないの、場合によってはこちら側で多少やるということも考えております。

松下主査 では、これは残すということで、「クレディビリティ（信頼度、正確さ）について明記すること」と。

深澤 先生の書き方が厳し過ぎるんですけども。

松下主査 それでは、21から23まで、SO₂に関する項目ですが、これについてはできればまとめた形で助言案としたいと思いますが、いかがでしょうか。先ほど二宮委員がちょっと提起された内容を助言案とすればいいと思いますが。とりあえず21番をもとに案を考えますと、21番ですが、「表3 - 4 - 1において、事業後にSO₂が増えた理由を確認すること」ということですが、いかがでしょうか。田中先生、ございますか。何か追加的な意見。

田中委員 いや、結構です。

松下主査 これでもよろしいですか。では、とりあえずこの形で21から23をまとめまして、こういうコメントにします。

24は落とします。削除します。

25はいかがですか。

二宮委員 25は今のSO₂のところと同じではあるのですが、問題意識は。ただ、SO₂に限らずということで、まさに本調査の中でやっていただこうとしている濃度規制の状況とか基準値についてももう少し踏み込んだ確認をしていただくということにつながりますので、回答のところの文言を使わせてもらうような形で、最後のパラグラフのうちの3番目なんですけれども、（スライド上で）回答のコメントは出てこないですかね……。回答のところで「なお」というところの後に「排ガス中の汚染物質の濃度規制の状況について」というふうに書いてあるところの言葉を生かして、そこですね。「なお」以下の「排ガス中の」というところですね。「ついて」まで残して、それで、「は、現地調査で」をとって「確認し」につなげていただいて、「ついて確認し」というふうにしていただいて、最後「問題がないことを確認すること」と、そういう形で残してください。

松下主査 それでは、これはこういう形でお願いします。

26はいかがでしょうか。

田中委員 これは落としていただいていいです、これは。26ですね。

松下主査 はい。27はいかがでしょうか。

田中委員 これも落としていただいて結構です。

松下主査 28はいかがでしょうか。

田中委員 基準を超えた場合の何か措置ですよ。どこかほかの方もコメントしていませんでしたか。私のところでいけば、28とか、37番は、これ排水口の基準なので水質の基準なんですけど、質問の趣旨は同じなんですけれども、ほかの皆さんも何かなかったですか。もしまとめてよければ、28と37をまとめて、「大気 of 最大着地濃度基準あるいは水の排水基準を超える場合のペナルティ、基準を超える排水がなされた場合の措置について説明すること」あるいは「確認すること」というふうにしましょうか。「大気 of 最大着地濃度基準、水質の基準を超える排出がなされた場合の措置について確認すること」。「水質の基準を超える排出がなされた場合の措置について確認すること」。

松下主査 「場合について確認すること」と。よろしいですか。

それでは、29番ですが、これは残してください。表と書いているのは、これ「表1中の二酸化炭素排出削減量の算定根拠を示されたい。また、本事業とCDMのかかわりについて説明されたい」ということでお願いします。

30番はいかがでしょうか。

二宮委員 30番はちょっと幾つか複数の内容が含まれているので、2つの助言に分けたいのですが、1つ目がよろしいですか。1つ目が前段の第三排出口からの特定物質の数値が高いということについてですけれども、「排水に含まれる」、ちょっと書き直してみたいな感じですね。「物質の中に」、物質の後ろには括弧のあれを残しておいてください。具体的な物質名ですね。「中に基準値を大きく上回って検出されているものがあるの」ですね。「多く」は「大きく」ですね。「その理由及び自然環境への影響について確認すること」というのが1つで、後段の「3、8号機の」というところについて、「3、8号機を廃止することによる効果について」ですね。「3、8号機の廃止に伴って冷却塔ブロー排水に含まれる物質がどの程度削減されるか示すこと」、その2つに分けてください。

31は、これはもう結構です。結構だと思います。

松下主査 落とすと。

二宮委員 はい。

松下主査 それでは、32ですが、石田委員の助言ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。では、この形で残します。

33はいかがでしょうか。これもよろしいですか。では、33もこれで残します。

34、これもよろしいですね。

35はいかがでしょうか。35はちょっと趣旨が読んだところよくわかりにくいんですが、これはまだ議論していただくことと関連しているように思いますが、現在運行中の発電所が汚染源になっていると、これはいいですね。それから、新規建設である本発電所が環境負荷……

小早川 低減につながる。

松下主査 環境負荷の低減につながると。そういう形で助言案として残したいと思いません。

36はいかがでしょうか。

田中委員 これは、生かしましょう。生かして「排水口ごとに排水基準を定める手続を明記すること」というか「確認すること」で残しますか。どういう手続で排水口ごとに基

準が定められるのか、あるいはどういう要素で、これは確認してみないとわからないですね。

松下主査 そうですね。では確認するという事で助言に残します。

37は先ほど28と合体したので、これは落とします。

38はいかがでしょうか。

村山委員 この形で残していただきたいですが、先ほどの20番の石田委員のコメントと関連しているので、これは一緒にするかメール上でやったほうがいいかもしれません。

松下主査 それでは、とりあえず38については残すということをお願いします。場合によっては20と合体させると、そういうことをお願いします。

39はいかがでしょうか。

村山委員 39も残してください。

松下主査 40については……

田中委員 ちょっと先生、よろしいですか。水の関係で、33、34、35あたりで回答のほうを見ると、冷却塔のブロー排水が削減されることで改善が見込めるという記述になっていますね。もともと発電方式そのものも変えるわけでしょう、これコンバインド方式です。そうすると、その前よりも例えば油を使わないとか、かなりよくなるんじゃないんですか。

深澤 排水量は減ります。ガスタービンは一切水を使わない発電ですから、いわゆる蒸気タービンの水関係も減るわけですから、排水量自体がまず減るということです。

田中委員 そうですね。そうすると、この回答は冷却塔のブロー排水が削減される、改善されるという柱立てが中心なんだけれども、そもそも発電方式そのものを見直すことによる多分排出量の今言った削減というか減少とか、あるいは流出負荷の減少というのもあるんじゃないかなと思うんだけれども。

深澤 基本的には34とか35の答えに3、8号機の廃止に伴いとか、そういう意味で一応全部書いていたので、それをもうちょっとわかりやすく……。

田中委員 わかりました。では結構です。そのことが読み込めていけば構わないので、了解しました。

松下主査 それでは、40番にまた戻ります。40番ですが、これは残してください。「本文中にも記載されているが」というところを落としていただいて、以下、助言案として残します。

41はいかがですか。

二宮委員 41は、下の42に含まれていることで、それと42もどちらも落としてください。

松下主査 41、42は落とします。では、43番はいかがですか。

村山委員 43は少し短くしたいんですけども、残しておいてください。

松下主査 43は残すと。では、文章は後でまたお願いします。

44はいかがでしょう。

二宮委員 44はちょっと修正しまして、「地域住民へのアンケート調査の」ですね。あとは落として「調査の実施・質問項目・結果の概要について明記すること」、あとは落としてください。あとは削ってください。

松下主査 それでは、これをお願いします。

45はいかがでしょう。

二宮委員 45、46はさっき私のほう、説明会が2つあると勘違いしていましたので、その45のプロジェクトに関する説明会という言葉を変えていただいて、それで、あとは「説明会において」、「ついで」ではなくて「おいて」ですね。「参加者の意見とそれへの回答の内容について明記すること」。回答の内容についてですね。同じ意味ですけども。

松下主査 46はそれと一緒にしていいわけですね。

二宮委員 そうです。46は落とします。

松下主査 それでは、45と46を一体化するという形で、助言として残します。

それでは47ですが、まだ助言の文章になっていませんが、内容についてはいかがでしょうか。

二宮委員 多分石田先生がどうこれからまた文言を考えるかですが、それによっては多分今の45番は一つになってもいいのかなというふうに思っています。それは後でまた……

松下主査 そうですね。一応45のコメント、助言を残した状態で石田委員のリアクションを聞いた上で、またメール上で審議をするということにしたいと思います。

48ですが、48、49は助言として石田委員としては残したいということで、文章は修正してメール上で審議するということですが、よろしいですか。

では、50番はいかがでしょう。

村山委員 50番は残してください。

松下主査 残す。

村山委員 51、52は削除で結構です。

松下主査 一応全体を通じて助言に残すべき内容を確認いたしました。いかがでしょうか。

では、最初からちょっと助言として残っている分を確認していただけますか。

青木 はい、承知しました。

1番、2番は残します。次のページにいきまして、6、7、8を残します。3ページ目は10、12、13、14、15、16、18を残します。それから、4ページ目、19、20、21、21は21から23をあわせた形で残します。それから、25を残します。5ページに移りまして、28、29、30、3つを残します。6ページは32、33、34、35を残します。7ページは20とあわせて考える方向で38を残すと。それから、39、40、43を残します。それから、8ページにまいりまして、44、45を残します。9ページ、45を残した前提で石田委員に何うということで47を残しています。48、49、50を残します。

以上です。

松下主査 それでは、全体を通じて追加的意見だとか確認事項がもしありましたらお願いいたします。

小早川 よろしいですか。今後のスケジュールなんですけれども、8月の半ばから現地調査に行きまして、それと1カ月ほど滞在、現地で情報収集なんかを行います。10月の半ばからもう一度1カ月ほど調査を行って、ドラフトファイナルレポートを11月終わりぐらいに上げる予定にしています。ちょっとこのスケジュールを書いたときには、現地の公聴会をやっているという情報がなかったものですから、ステークホルダーミーティングを2回というふうに記載しているんですけども、実際に前回先方がやった公聴会の中身を確認して、どういうインタラクションがあったのかというところは確認した上で、もしガイドライン上まずいということがなければ、特に追加でステークホルダーミーティングを開催する必要もないのかなというふうに考えています。もし何か補足的に説明しなきゃいけない事項が出てきたら、恐らく11月の段階で再度ステークホルダーミーティングを開催するというような形で進めさせていただいて差し支えないかどうかですね。ちょっとそこを確認させていただければと思います。

松下主査 どうもありがとうございました。以上が今後のプロジェクトのスケジュールですが、ワーキンググループとしても助言の取りまとめのスケジュールについて事務局のほうでちょっと説明をお願いします。

青木 本日のワーキンググループの確定は9月7日金曜日の全体会合を想定しております。内部での確認を22日の水曜日ぐらいまでにとっておりまして、そこが約2週間で、例えば9月5日頃ですか。もしくはそれより早ければそのほうがよいですが、最終版をいただきまして、6日前日には全員にお配りをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

松下主査 それでは、事務局のほうで今日の助言の案を取りまとめて整理していただいて、それをメール審議の形でワーキンググループ内で議論して、9月5日までにはワーキンググループとしての助言になっておるかなというスケジュールでお願いしたいと思えます。何かよろしいでしょうか。

青木 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

二宮委員 すみません、ステークホルダー協議のスケジュールについてですが、確かに要するに9月に行われる予定だったものの意図している内容がもう既に行われている内容とかなりダブることがある場合はということですよ。

小早川 そうですね。

二宮委員 もちろんそれはさまざまなコストを削減する意味でも効率的に進めることは大事だと思いますが、ステークホルダー協議については2回やればよいということではなくて、できれば丁寧にやっていただくということが望ましいので、例えば9月に予定していたもの、11月に予定していたものを少し後ろに倒して、進捗に合わせて説明と意見聴取、それから、そのとき来られなかった人でも来られる 石田委員から52名は少ないんじゃないかというような意見もありましたので ことが期待されるということもあるので、できればこれは希望ですけれども委員の一人として個人的には2回予定されているものは、回数としては確保していただいて、むしろ中身をちょっと工夫していただくというか、それから時期を少しずらすと。同じ趣旨で9月にやったら余り意味がないかもしれませんが、11月ぐらいにやって、中間報告をしていただいて、その間いろいろ現地のステークホルダーの方も思いつくというか、ふだん考えていて機会があれば話をしたいということもあるかもしれませんし、それで報告書の作成に差し障りない範囲で、年明け1月ぐらいにもちろん報告書の報告もドラフトの報告も兼ねてしていただいたりできればいいのではないかとこのように思います。そこはぜひ考慮していただければと思います。

伊藤 今後の調査の進捗でありますとか、これまでのステークホルダーミーティングで行われた議論だとか、あとウズベキスタン側は自分たちでかなり進めていて、彼らの意向もあると思いますので、いただいたコメントは十分斟酌しますが、最後は総合的にその辺

を判断して2回にするのか1回にするのか決めさせていただくということによろしいでしょうか。

二宮委員 結構です。ただ、2回をすればいいのだという認識は定着させていくのは余りよろしくないのではないかと。どこにも2回というのは書いていないと思いますので。

村山委員 あくまでガイドラインに即していただくというのが筋だと思いますね。ですので、既に行われたものがそれに準じるということであればいいと思いますが、どうも今までの話を伺っている限り、かなりステークホルダーが限定的に扱われているようで、ガイドラインで示しているものより少し狭いのかなというイメージがあるものですから、そこをぜひ確認していただいて、もし漏れているものがあれば追加的にぜひお願いをしたいと思います。

あともう一点ですけれども、EIAでもし我々で拝見できるものであればファイルで送っていただけると助かるんですが、その点はいかがでしょうか。

小早川 ちょっとロシア語から訳していて中身が読みにくかったり、あと翻訳が本当にそれで正しいのか確認できないところもあったりするので、今回は配付させていただかなかったんですけれども、もしそういう前提でよろしければお送りします。

村山委員 それで結構だと思います。

松下主査 では、以上よろしくお願いいたします。

青木 以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了いたします。迅速な進行ありがとうございました。

午後3時36分 閉会